

2008年2月27日

報道関係者各位

株式会社スクウェア・エニックス

ニンテンドーDS用機器に対する差止訴訟に関する東京地裁判決について

株式会社スクウェア・エニックス（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長：和田 洋一）は、ニンテンドーDS®（ニンテンドーDSL i t eを含む）で起動するゲーム・プログラムを開発・販売している任天堂株式会社及びその他のソフトメーカー53社と共に、いわゆる、「マジコン」と呼ばれる機器の代表的な機種「R4 Revolution for DS」を輸入・販売していた複数者に対して、不正競争防止法に基づく同行為の差止等を求める訴訟を、東京地方裁判所に提訴しておりました（平成20年（ワ）20886号）。

上記に関しまして、本日、東京地裁より、当社およびソフトメーカー各社の主張を全面的に認める旨の判決が下されました。本判決は当社等の主張の正当性が認められたものであり、妥当な判決であると認識しております。

当社およびソフトメーカー各社は、同種同等のいわゆる「マジコン」と呼ばれる機器に対して、今後も継続して断固たる法的措置を講じる所存です。

【被告】

社名	所在地	代表取締役
嘉年華株式会社	東京都文京区	鄭 蓬 萊
夏黎株式会社	東京都板橋区	曹 悦
株式会社カミヨコ	神奈川県横浜市中区	王 越 鳴
株式会社DIGITALNAVIGATOR	東京都千代田区	巽康一郎
株式会社クリエイティメイト	東京都千代田区	陳 嘉 雄

※ ニンテンドーDSは任天堂の登録商標です。

※ その他、記載されている会社名・商品名は、各社の商標または登録商標です。